

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第30号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(復興防災部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 消防安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>県民安全担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 交通安全対策会議に関すること。</p> <p>7 [略]</p> <p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>健康予防担当の分掌事務</p> <p>(1) 健康づくりに関すること（<u>地域保健対策担当の</u>主管に属するものを除く。）。</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>国保担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p><u>地域保健対策担当の分掌事務</u></p> <p>(1) 健康づくりに関すること。</p> <p>(2) 保健師に関すること（医療政策室の主管に属するものを除く。）。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 子ども子育て支援室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども家庭担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 婦人の保護更生に関すること。</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護</u>に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 定住推進・雇用労働室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>雇用推進担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 若年者、障害者及び高齢者の就労支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(4) <u>出稼労働者の支援</u>に関すること。</p> <p>[略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(農林水産部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第12条 農林水産部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>全国植樹祭推進室</u></p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(復興防災部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 消防安全課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>県民安全担当の分掌事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>犯罪被害者等支援に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 交通安全対策会議及び<u>犯罪被害者等支援審議会</u>に関すること。</p> <p>7 [略]</p> <p>(保健福祉部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 健康国保課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>保健推進担当の分掌事務</u></p> <p>(1) <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>(2) <u>保健師に関すること（医療政策室の主管に属するものを除く。）。</u></p> <p>健康予防担当の分掌事務</p> <p>(1) 健康づくりに関すること（<u>保健推進担当の</u>主管に属するものを除く。）。</p> <p>(2)～(11) [略]</p> <p>[略]</p> <p>国保担当の分掌事務</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 子ども子育て支援室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>子ども家庭担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>困難な問題を抱える女性への支援</u>に関すること。</p> <p>(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の<u>保護等</u>に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 定住推進・雇用労働室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>雇用推進担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 若年者、障害者及び高齢者の就労支援に関すること（<u>移住定住推進担当及び他課等の</u>主管に属するものを除く。）。</p> <p>[略]</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(農林水産部の分課及びその分掌事務)</p> <p>第12条 農林水産部に次の室及び課を置く。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

6 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

技術環境担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

[略]

7～14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

漁港担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

技術指導担当の分掌事務

(1) 水産土木工事に係る検査及び技術の指導に関すること。

16 [略]

17 全国植樹祭推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画総務担当の分掌事務

(1) 第73回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の総合的な企画及び調整に関すること。

(2) 全国植樹祭の広報に関すること。

事業推進担当の分掌事務

(1) 全国植樹祭の会場の整備に関すること。

(2) 全国植樹祭の運営に関すること。

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

景観まちづくり担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) [略]

9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

建築指導担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。

(8) 低炭素建築物新築計画の認定等に関すること。

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

(10) [略]

[略]

11 [略]

第39条 福祉総合相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子の保護更生に関すること。

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

2 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	

6 農業普及技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

技術環境担当の分掌事務

(1)～(7) [略]

(8) 環境保全型農業直接支払制度推進委員会に関すること。

[略]

7～14 [略]

15 漁港漁村課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

漁港担当の分掌事務

(1)～(4) [略]

(5) 水産土木工事に係る検査及び技術の指導に関すること。

16 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第13条 [略]

2～7 [略]

8 都市計画課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

景観まちづくり担当の分掌事務

(1)～(5) [略]

(6) 宅地造成及び特定盛土等の規制に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

(7) [略]

9 [略]

10 建築住宅課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

建築指導担当の分掌事務

(1)～(6) [略]

(7) 長期優良住宅建築等計画等の認定等に関すること。

(8) 低炭素建築物新築等計画の認定等に関すること。

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。

(10) [略]

[略]

11 [略]

第39条 福祉総合相談センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(5) 困難な問題を抱える女性に関する問題について相談に応ずること。

(6) 困難な問題を抱える女性の一時保護に関すること。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

2 [略]

第76条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局の部並びに広域振興局以外の出先機関の部等（以下この条において「室課等」という。）に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	

岩手県パスポートセンター 国際交流センター	[略]
環境学習交流センター	環境生活企画室
岩手県鳥獣保護センター	[略]
青少年活動交流センター 男女共同参画センター NPO活動交流センター	若者女性協働推進室
岩手県感染症情報センター	[略]
高齢者活動交流プラザ	長寿社会課
県民医療相談センター	[略]
岩手県医療勤務環境改善支援センター	
子育てサポートセンター	子ども子育て支援室
家庭児童相談室	[略]
[略]	
岩手県計量センター	商工企画室
[略]	
いわて農村漁村発イノベーション支援センター	[略]
岩手県雑穀遺伝資源センター	[略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
	政策企画部	[略]
	環境生活部	[略] 上司の命を受け、環境、農政、農村整備、林務、水産、道路、河川港湾又はまちづくりの事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	農林水産部	[略]
	県土整備部	[略]
	[略]	
	地域振興室	首席ふるさと振 上司の命を受け、部下の職員を指

岩手県パスポートセンター	[略]
岩手県気候変動適応センター	環境生活企画室 環境保健研究センター企画 情報部
岩手県鳥獣保護センター	[略]
岩手県感染症情報センター	[略]
岩手県口腔保健支援センター	健康国保課
岩手県医療的ケア児支援センター	障がい保健福祉課
岩手県ひきこもり支援センター 岩手県自殺対策推進センター	精神保健福祉センター
県民医療相談センター 岩手県地域医療支援センター 岩手県医療勤務環境改善支援センター	[略]
家庭児童相談室	[略]
[略]	
岩手県U・Iターンセンター	岩手県東京事務所企業立地 観光部 岩手県大阪事務所 岩手県名古屋事務所 岩手県福岡事務所
[略]	
いわて農山漁村発イノベーション支援センター	[略]
岩手県農業経営・就農支援センター	農業振興課
岩手県雑穀遺伝資源センター	[略]
[略]	

(職)

第78条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
本庁	[略]	
	政策企画部	[略]
	ふるさと振興部	首席ふるさと振興監 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、ふるさと振興に関する事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	環境生活部	[略] 上司の命を受け、環境の事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	保健福祉部	首席少子化対策監 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、少子化対策に関する事務で特に命ぜられた事項を掌理する。
	農林水産部	[略]
	県土整備部	[略] 上司の命を受け、農政、農村整備、林務、水産、道路、河川港湾又はまちづくりの事務を掌理するとともに、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。
	[略]	
	地域振興室	



び所		
政策企画部並びに室、課及び所	主任主査	[略]
	[略]	
[略]		
広域振興局		
部及び審査指導監	特命参事及び特命課長	[略]

び所		
政策企画部並びに室、課及び所	総括企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、政策企画部又は室、課若しくは所の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	総括技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、政策企画部又は室、課若しくは所の技術に関する高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、政策企画部又は室、課若しくは所の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、政策企画部又は室、課若しくは所の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、政策企画部又は室、課若しくは所の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	技術専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、政策企画部又は室、課若しくは所の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	
[略]		
広域振興局		
	総括企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、高度な知見を必要とする特に重要な事項についての企画及び立案に参画する。
	総括技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、技術に関する高度な知見を必要とする特に重要な事項についての企画及び立案に参画する。
	首席企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、広域振興局の高度な知見を必要とする特定事項についての企画及び立案に参画する。
	首席技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、広域振興局の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての企画及び立案に参画する。
部及び審査指導監	特命参事	[略]



		主任主査	[略]				事務を総括整理する。
		[略]				技術専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
						主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
		[略]				[略]	
復興防災部に属する出先機関	[略]			復興防災部に属する出先機関	[略]	総括企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						総括技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
						技術専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
		主任主査	[略]			主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
		[略]				[略]	
ふるさと振興部に属する出先機関				ふるさと振興部に属する出先機関		総括企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						総括技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を

							必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
		主任主査	[略]			専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
						技術専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
						主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
			[略]			[略]	
環境生活部に属する出先機関				環境生活部に属する出先機関		総括企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						総括技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
						技術専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
		主任主査	[略]			主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
			[略]			[略]	
保健福祉部に属する出先機関	[略]			保健福祉部に属する出先機関	[略]	総括企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						総括技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
						企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする特

									定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
		主任主査	[略]			技術企画指導監		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
						専門幹		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	
						技術専門幹		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	
						主任主査及び主任主査行政専門員	[略]		
		[略]				[略]			
商工労働観光部に属する出先機関	[略]					商工労働観光部に属する出先機関	[略]		
						総括企画指導監		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
						総括技術企画指導監		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
						企画指導監		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
						技術企画指導監		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
						専門幹		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	
						技術専門幹		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	
		主任主査	[略]			主任主査及び主任主査行政専門員	[略]		
		[略]				[略]			
農林水産部に属する出先機関	[略]					農林水産部に属する出先機関	[略]		
						総括企画指導監		上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。	
						総括技術企画		上司の命を受け、専門的な知識又は経験	

		主任主査	[略]
		[略]	[略]
県土整備部に属する出先機関		主任主査	[略]
		[略]	[略]

	指導監	に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	技術専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	[略]
県土整備部に属する出先機関	総括企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	総括技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする重要事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	技術企画指導監	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、所等の技術に関する高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。
	専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	技術専門幹	上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、所等の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。
	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	[略]	[略]

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし

3 [略]

4 前3項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし

、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	職	職務
行政職	<u>ILCコーディネーター、教授、公益法人コーディネーター、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員</u>	[略]
教育職 (1)	首席スポーツ振興専門員、教授、上席スポーツ振興専門員、准教授、主査スポーツ振興専門員、主査講師、主査技術指導員、主任スポーツ振興専門員、主任講師、主任技術指導員、スポーツ振興専門員、講師、技術指導員、行政専門員	
教育職 (2)	首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員、スポーツ振興専門員	
研究職	首席専門研究員、上席専門学芸員、上席専門研究員、主任専門学芸員、主査専門研究員、主任専門研究員、専門学芸員、専門研究員、学芸員	
	[略]	
医療職 (2)	上席心理相談専門員、上席獣医師、上席薬剤師、上席栄養士、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席衛生検査技師、上席理学療法士、上席言語聴覚士、主査心理相談専門員、主査獣医師、主査薬剤師、主査栄養士、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査衛生検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士、主査理療士、主任心理相談専門員、主任獣医師、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任理療士、心理相談専門員、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療士	

、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	職	職務
行政職	<u>教授、文化スポーツコーディネーター、首席特別税務調査員、首席児童福祉司、首席児童指導員、首席技術指導員、専門幹スポーツ医・科学員、専門幹講師、専門幹特別税務調査員、専門幹通信技師、専門幹消防教官、専門幹社会福祉主事、専門幹障がい者福祉司、専門幹児童福祉司、専門幹相談調査員、専門幹児童心理司、専門幹心理判定員、専門幹児童指導員、専門幹職業指導員、専門幹生活指導員、専門幹児童自立支援員、専門幹技術指導員、専門幹農業普及員、専門幹林業普及指導員、専門幹水産業普及指導員、専門幹建築員、准教授、上席スポーツ医・科学専門員、上席講師、上席特別税務調査員、上席通信技師、上席消防教官、上席社会福祉主事、上席障がい者福祉司、上席児童福祉司、上席相談調査員、上席児童心理司、上席心理判定員、上席児童指導員、上席職業指導員、上席生活指導員、上席児童自立支援専門員、上席技術指導員、上席農業普及員、上席林業普及指導員、上席水産業普及指導員、上席建築専門員、主査スポーツ医・科学専門員、主査講師、主査通信技師、主査消防教官、主査社会福祉主事、主査障がい者福祉司、主査児童福祉司、主査相談調査員、主査児童心理司、主査心理判定員、主査児童指導員、主査職業指導員、主査生活指導員、主査児童自立支援専門員、主査技術指導員、主査農業普及員、主査林業普及指導員、主査水産業普及指導員、主査建築専門員、主任スポーツ医・科学専門員、主任講師、主任通信技師、主任消防教官、主任社会福祉主事、主任障がい者福祉司、主任児童福祉司、主任相談調査員、主任児童心理司、主任心理判定員、主任児童指導員、主任職業指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任技術指導員、主任農業普及員、主任林業普及指導員、主任水産業普及指導員、主任主事、主任技師、主事、技師、スポーツ医・科学専門員、行政専門員、講師、通信技師、消防教官、環境衛生指導員、環境衛生監視員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、狂犬病予防員、と畜検査員、動物愛護監視員、食鳥検査員、栄養指導員、障がい者福祉司、児童福祉司、相談調査員、精神保健福祉相談員、児童心理司、心理判定員、生活指導員、医療監視員、薬事監視員、麻薬取締員、毒物劇物監視員、技術指導員、小作主事、肥料検査員、飼料検査職員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、農業普及員、林業普及指導員、水産業普及指導員、漁業監督吏員、水産資源保護指導吏員、魚類防疫員</u>	[略]
教育職 (1)	首席スポーツ振興専門員、教授、上席スポーツ振興専門員、准教授、 <u>専門幹スポーツ振興員、専門幹講師、専門幹技術指導員、主査スポーツ振興専門員、主査講師、主査技術指導員、主任スポーツ振興専門員、主任講師、主任技術指導員、スポーツ振興専門員、講師、技術指導員、行政専門員</u>	
教育職 (2)	首席スポーツ振興専門員、上席スポーツ振興専門員、 <u>専門幹スポーツ振興員、主査スポーツ振興専門員、主任スポーツ振興専門員、スポーツ振興専門員</u>	
研究職	首席専門研究員、 <u>専門幹学芸員、専門幹研究員</u> 、上席専門学芸員、上席専門研究員、主任専門学芸員、主査専門研究員、主任専門研究員、専門学芸員、専門研究員、学芸員	
	[略]	
医療職 (2)	<u>専門幹心理相談員、専門幹獣医師、専門幹薬剤師、専門幹栄養士、専門幹診療放射線技師、専門幹臨床検査技師、専門幹衛生検査技師、専門幹理学療法士、専門幹言語聴覚士、上席心理相談専門員、上席獣医師、上席薬剤師、上席栄養士、上席診療放射線技師、上席臨床検査技師、上席衛生検査技師、上席理学療法士、上席言語聴覚士、主査心理相談専門員、主査獣医師、主査薬剤師、主査栄養士、主査診療放射線技師、主査臨床検査技師、主査衛生検査技師、主査理学療法士、主査作業療法士、主査言語聴覚士、主査理療士、主任心理相談専門員、主任獣医師、主任薬剤師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任衛生検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任理療士、心理相談専門員、獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作</u>	

医療職 (3)	上席保健師、上席看護師、上席看護教員、主査保健師、主査看護師、主査看護教員、主任保健師、主任看護師、主任看護教員、保健師、看護師、看護教員、准看護師
------------	--

業療法士、言語聴覚士、理療士	
医療職 (3)	統括保健師、地域統括保健師、専門幹保健師、専門幹看護師、専門幹看護教員、上席保健師、上席看護師、上席看護教員、主査保健師、主査看護師、主査看護教員、主任保健師、主任看護師、主任看護教員、保健師、看護師、看護教員、准看護師

5 前各項に規定する職のほか、漁業取締事務所及び水産技術センター所属の船舶に乗り組む職員の職として次に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとする。

船長、機関長、通信長、上席航海士、上席機関士、上席通信士、主査航海士、主査機関士、主査通信士、主任航海士、主任機関士、主任通信士、航海士、機関士、通信士

5 前各項に規定する職のほか、漁業取締事務所及び水産技術センター所属の船舶に乗り組む職員の職として次に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとする。

船長、機関長、通信長、専門幹航海士、専門幹機関士、専門幹通信士、上席航海士、上席機関士、上席通信士、主査航海士、主査機関士、主査通信士、主任航海士、主任機関士、主任通信士、航海士、機関士、通信士

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等
[略]		
沿岸広域振興局	[略]	
	土木部	管理課
		[略]
		河川港湾課
		復興まちづくり課
		建築指導課
	[略]	
	大船渡土木センター	[略]
		河川港湾課
		復興まちづくり課
建築指導課		
[略]		
[略]		
[略]		

別表第1 広域振興局の部等及び課等（第19条関係）

広域振興局	部 等	課 等
[略]		
沿岸広域振興局	[略]	
	土木部	調整課
		管理課
		[略]
		河川港湾課
		建築指導課
	[略]	
	大船渡土木センター	[略]
		河川港湾課
		復興まちづくり課
建築指導課		
[略]		
[略]		
[略]		

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備 考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
52 農村漁村滞在型余暇活動の推進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。		[略]					
[略]							
86 県税、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。		[略]					[略]

別表第2

1 広域振興局経営企画部、経営企画部地域振興センター、総務部、総務部総務センター、県税部及び県税部県税センターの分掌事務（第20条―第22条関係）

分掌事務	分掌の区分						備 考
	経営企画部	経営企画部地域振興センター	総務部	総務部総務センター	県税部	県税部県税センター	
[略]							
52 農山漁村滞在型余暇活動の推進に関すること（他部等の主管に属するものを除く。）。		[略]					
[略]							
86 県税、特別法人事業税、地方法人特別税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金の賦課徴収及び滞納処分に関すること並びに <u>個人の市町村民税及び森林環境税並びにこれらに附帯する徴収金の徴収</u>		[略]					[略]

[略]		

[略]

2 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター	
[略]			
19 婦人の保護更生に関すること。	[略]		
20 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。	[略]		
[略]			

[略]

3 [略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部土木センター	
[略]			
[略]			[略]
36 長期優良住宅建築等計画の認定等に関すること。	[略]		
[略]			
[略]			
41 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。	[略]		
[略]			

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
復興防災部	[略]	
	消防安全課	消防保安担当課長 防災航空担当課長 県民安全課長
[略]		
保健福祉部	[略]	
	健康国保課	健康予防担当課長 薬務担当課長 国保担当課長
	地域福祉課	生活福祉担当課長 指導生保担当課長
	[略]	
[略]		
農林水産部	[略]	
	漁港漁村課	漁港課長
	全国植樹祭推進室	企画総務課長 事業推進担当課長
[略]		

別表第6 保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

出先機関	部	課	科
[略]			
岩手県福祉総合相談センター	児童女性部	[略]	
		児童相談第一課	
		児童相談第二課	
		[略]	
[略]	[略]		
[略]			

及び滞納処分に 関すること。		
[略]		

[略]

2 広域振興局保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターの分掌事務（第23条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	保健福祉環境部	保健福祉環境部保健福祉環境センター	
[略]			
19 困難な問題を抱える女性への支援に関すること。	[略]		
20 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。	[略]		
[略]			

[略]

3 [略]

4 広域振興局土木部及び土木部土木センターの分掌事務（第28条関係）

分掌事務	分掌の区分		備考
	土木部	土木部土木センター	
[略]			
[略]			[略]
36 長期優良住宅建築等計画等の認定等に関すること。	[略]		
[略]			
[略]			
41 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関すること。	[略]		
[略]			

[略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の課長及び担当課長（第78条関係）

部局等及び出納局	室、課及び所	課長及び担当課長
[略]		
復興防災部	[略]	
	消防安全課	消防保安課長 防災航空担当課長 県民安全課長
[略]		
保健福祉部	[略]	
	健康国保課	保健推進課長 健康予防担当課長 薬務課長 国保担当課長
	地域福祉課	生活福祉担当課長 指導生保課長
	[略]	
[略]		
農林水産部	[略]	
	漁港漁村課	漁港担当課長
[略]		

別表第6 保健福祉部に属する出先機関の部、課及び科（第46条関係）

出先機関	部	課	科
[略]			
岩手県福祉総合相談センター	児童女性部	[略]	
		緊急支援課	
		地域相談課	
		心理支援課	
		[略]	
[略]	[略]		
[略]			

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第71条関係）

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県農業研究センター	[略]		
[略]			
県北農業研究所		総務課 園芸研究室 作物研究室	
[略]			

別表第11 附属機関（第77条関係）

名称	所掌事務
[略]	
岩手県東日本大震災津波復興委員会	[略]
東日本大震災津波伝承館運営協議会	[略]
[略]	
保健所運営協議会	[略]
岩手県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定により、薬事に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県がん登録情報利用等審議会	[略]
岩手県健康増進計画推進協議会	[略]
岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]
[略]	
岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会	[略]
岩手県多面的機能支払制度推進委員会	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則（昭和39年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第3（第3条関係）			別表第3（第3条関係）		
合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者	合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者
盛岡地区合同庁舎	総務部総務事務センター 農林水産部全国植樹祭推進室 盛岡広域振興局 [略]	[略]	盛岡地区合同庁舎	総務部総務事務センター  盛岡広域振興局 [略]	[略]

別表第8 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室、研究室及び科（第71条関係）

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県農業研究センター	[略]		
[略]			
県北農業研究所		総務課 果樹・野菜研究室 作物研究室	
[略]			

別表第11 附属機関（第77条関係）

名称	所掌事務
[略]	
岩手県東日本大震災津波復興委員会	[略]
岩手県犯罪被害者等支援審議会	犯罪被害者等支援条例（令和6年岩手県条例第12号）第11条の規定により、犯罪被害者等支援に関する施策の推進に関し調査審議すること。
東日本大震災津波伝承館運営協議会	[略]
[略]	
保健所運営協議会	[略]
岩手県がん登録情報利用等審議会	[略]
岩手県健康増進計画推進協議会	[略]
岩手県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第3条第1項の規定により、薬事に関する重要事項を調査審議すること。
岩手県ひとにやさしいまちづくり推進協議会	[略]
[略]	
岩手県中山間地域等直接支払制度推進委員会	[略]
岩手県環境保全型農業直接支払制度推進委員会	附属機関条例第2条第1項の規定により、環境保全型農業直接支払制度の実施状況の評価その他環境保全型農業直接支払制度に関し必要な事項について調査審議すること。
岩手県多面的機能支払制度推進委員会	[略]
[略]	

[略]	[略]
-----	-----

備考 改正部分は、下線の部分である。

3 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会計員の設置等) 第5条 総務部総務事務センター及び出納局並びに広域振興局審査指導監に会計員を置き、特命課長、主任主査、主査、主査行政専門員、主任、主任行政専門員、主任主事、主事及び行政専門員の職にある者をもって充てる。	(会計員の設置等) 第5条 総務部総務事務センター及び出納局並びに広域振興局審査指導監に会計員を置き、特命課長、 <u>専門幹</u> 、主任主査、 <u>主任主査行政専門員</u> 、主査、主査行政専門員、主任、主任行政専門員、主任主事、主事及び行政専門員の職にある者をもって充てる。

備考 改正部分は、下線の部分である。